

# 笠間市商工会「住宅・店舗等リフォーム促進補助事業」

## 実 施 要 綱

### 1. 目 的

住宅や店舗等のリフォーム関連工事への補助金制度を創設することにより、リフォーム関連工事の需要を喚起し、市内建設施工業者の受注機会の拡大を図り、併せて市民の快適な住環境の整備及び商業施設の魅力度を向上することで地域経済の活性化を図ることを目的とする。

### 2. 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住 宅 居住の用に供する建物をいう。
- (2) 店 舗 等 市内で指定業種が営まれている店舗又は事務所をいう。
- (3) 指定業種 日本産業分類で規定する小売業（無店舗小売業を除く）、宿泊業、飲食サービス業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業及び同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営むことを目的とする事業を除く。）、生活関連サービス業をいう。
- (4) リフォーム 建物の床面積を増加させずに既存の住宅、店舗等の機能を維持又は向上させるため、住宅又は店舗等の一部を修繕、補修等を行うことをいう。
- (5) 増 改 築 既存の住宅又は店舗等を増築又は既存の住宅若しくは店舗等の一部を作り替えることをいう。
- (6) 建設施工業者 市内に本社又は事業所を有する法人。市内に事業所を有し、かつ、市内に住所を有する個人事業者をいう。

### 3. 市内施工業者の受注制限

本事業は建設施工業者の受注機会の増大を図る目的から、多くの施工業者が工事受注の機会が得られるよう、工事受注制限を設ける。

- (1) 笠間市商工会員事業所については受注件数を6件迄とする。
- (2) 笠間市商工会に加入していない事業所については受注件数3件迄とする。

### 4. 補助対象者

補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、リフォーム工事又は増改築工事を行う者であって、次の各号に掲げる全ての要件を満たすものとする。

- (1) 市内に住所を有しかつ居住している個人又は店舗等が市内に所在地を有している法人。
- (2) リフォーム工事又は増改築工事を行う住宅若しくは店舗等の所有者又は当該店舗等を所有者から賃貸又は使用貸借（所有者の承諾が得られているものに限る。）であること。
- (3) 補助対象者が個人の場合にあつては申請者本人が、法人の場合にあつてはその法人及び代表者が市税を滞納していないこと。

- (4) 補助の対象となる工事について、笠間市で実施している他の補助制度による補助金の交付又は笠間市商工会住宅等改修補助事業制度（平成29年度実施）による補助金の交付を受けていないこと。

## 5. 補助対象建物

補助金の交付の対象となる住宅又は店舗等は、市内に存するもので、次に掲げる要件のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助対象者が所有し、自らが居住するための住宅であること。
- (2) 補助対象者が所有し、自らが営業している店舗等であること。
- (3) 補助対象者が所有し、貸し出している店舗等であること。
- (4) 補助対象者が賃借し、自らが営業するための店舗等であること。

## 6. 補助対象工事

補助金の交付対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、次に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 建設施工業者が自ら行う工事であること。
- (2) 補助対象建物に規定する住宅又は店舗等に係るものであること。
- (3) リフォーム工事又は増築工事に要する費用（消費税及び地方消費税の額を除く。）が10万円以上であること。
- (4) 平成31年2月末日迄に工事完了及び工事代金の支払が済んでいること

II 次に掲げる工事に要する費用については、補助金の交付対象としない。

- (1) 住宅又は店舗等と別棟の倉庫、車庫等の工事
- (2) 造園、門扉、塀又は外構の工事
- (3) 下水道接続のみとなる配管工事
- (4) 浄化槽設備の工事
- (5) リフォーム工事又は増改築工事を伴わない解体工事
- (6) シロアリ等の防除処理
- (7) エアコン、照明等の電気設備の購入に伴う設置、取替工事
- (8) 通信設備等の購入に伴う設置、取替工事
- (9) 建設施工業者が自己所有の建物に自ら行う工事
- (10) 審査委員会が補助金の交付が適当でないと認める工事

## 7. 補助金の額

補助金の額は、次の各号に掲げる額とし、同一申請者につき1回限りとする。

- (1) 住宅のリフォーム工事又は増改築工事の場合にあつては、当該工事に要した費用の100分の10に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、10万円を限度とする。
- (2) 店舗等のリフォーム工事又は増改築工事の場合にあつては、当該工事に要した費用の100分の20に相当する額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。）とする。ただし、20万円を限度とする。

- (3) 住宅と店舗等が一体となったリフォーム工事又は増改築工事の場合にあっては、当該工事を行う総面積の住宅にあたる部分の割合が50%以上の場合は(1)の額とし、当該割合が50%未満の場合は(2)の額とする。

## 8. 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、補助対象工事の着工前に笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、笠間市商工会に提出しなければならない。なお、郵送での受付は不可とする。

- (1) 同意書
- (2) 住民票。ただし、補助対象者が法人の場合は、登記事項証明書。
- (3) 市税の滞納がないことの証明
- (4) リフォーム工事又は増改築工事を行う住宅又は店舗等の所有者が分かる書類
- (5) 工事受注確認書(施工業者が発行)
- (6) 工事見積書の写し
- (7) 工事施工前の写真(建物全体の写真及び工事対象部分)
- (8) その他必要と認める書類

## 9. 交付申請受付期間

交付申請書の受付期間等については次の通りとする。なお、受付期間内に補助金額が予算枠に達した場合は、その時点で受付を終了するものとする。

- (1) 受付期間 平成30年11月1日(木)から予算枠終了まで
- (2) 受付時間 平日8:30~17:15
- (3) 受付場所 笠間市商工会友部事務所

## 10. 審査委員会

補助事業のスムーズな運営及び審査、補助金交付決定の可否判断等を行うため、審査委員会を設置する。委員の構成は、笠間市商工会正副会長及び建設業部会正副部会長等を中心に構成する。

### 11. 補助金の交付決定

補助金交付申請書を受理したときは、審査委員会での内容を審査し、補助金交付の可否について笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。なお、審査委員会は、補助金の交付決定について、条件を付すことができる。

### 12. 状況報告及び実地調査

審査委員会において必要があると認めるときは、申請者に対し、補助対象工事の進捗状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。この場合において、審査委員会は、補助対象工事が補助決定の内容及び付した条件に適合しないと認めるときは、申請者に対し、必要な措置を講ずるよう求めることができる。

### 1 3. 補助事業の変更等

補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助金交付決定者」という。）は、申請内容を変更しようとするとき、又は補助対象工事を中止し、若しくは取りやめとするときは、笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金変更承認申請書（様式第3号）に次に掲げる書類を添え審査委員会に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 変更後の工事見積書の写し
- (2) その他審査委員会が必要と認める書類

II 審査委員会は、変更承認申請について承認をしたときは、笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金変更承認・不承認通知書（様式第4号）により当該申請をした者に通知するものとする。なお、変更承認に伴う補助金の交付決定額の取扱いにおいては次の通りとする。

- ① 工事見積額が増額した場合は、補助決定額の増額は行わないこととする。
- ② 工事見積額が減額した場合は、補助決定額の減額を行うこととする。

III 補助金交付決定通知者は、補助対象工事が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象工事の遂行が困難になったときは、すみやかに審査委員会にその旨を報告し、指示に従わなければならない。

### 1 4. 補助事業の実績報告

補助金交付決定者は、補助対象工事が完了したときは、完了日から起算して30日以内又は当該年度の3月11日のいずれか早い日までに、笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、笠間市商工会に提出しなければならない。

- (1) 工事代金請求明細書及び工事代金領収書の写し又はそれに代わるもの
- (2) 工事完了後の写真
- (3) 工事完了報告書

### 1 5. 補助金額の確定

実績報告を受理した場合は、審査委員会でその内容を審査し、その報告に係る補助対象工事が補助金交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金交付確定通知書（様式第6号）により補助金交付決定者に通知するものとする。

### 1 6. 補助金の請求

補助金交付決定者は、速やかに笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助金交付請求書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて、笠間市商工会に補助金の交付を請求するものとする。なお、商工会は補助金の請求があったときは、速やかに申請者の預金口座へ補助金を振り込むものとする。

- (1) 補助対象者本人の預金通帳の表面及び裏面

#### 17. 補助金の取消し

審査委員会は、補助金交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の決定を受けたとき。
- (2) 補助金決定の内容又はこれに付した条件を違反したとき。
- (3) その他審査委員会が補助金の決定を取り消すべき理由があると認めるとき。

#### 18. 補助金の返還

笠間市商工会は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

#### 19. 財産処分等の制限

補助金の交付を受けた者は、補助事業により取得した財産を工事完了の日から5年間は、補助金の交付目的に反する使用、譲り渡し、交換、貸付、又は担保にしてはならない。

#### 20. 関係書類の保存

補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る関係書類を整備して、当該補助事業完了日の属する年度の翌年度の4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

#### 21. 報告及び調査

審査委員会は、工事完了の日から5年を経過するまでの間、補助金の交付を受けた者に対し工事に関する事項について報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示を行うことができる。

#### 22. その他

この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、審査委員会が別に定める。

○笠間市商工会住宅・店舗等リフォーム促進補助事業のフロー図

